

施設用

大阪府委託事業

大阪府保育士・保育所支援センター事業

保育士体験事業 活用ガイドブック



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

事務局

大阪福祉人材支援センター内

大阪府保育士・保育所支援センター

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54

TEL : 06-6762-9006 / FAX : 06-6761-5413

～目次～

1. 保育士体験事業とは？	1
2. 事業の概要	1
3. 保育士体験の流れ	1
STEP①〈登録〉大阪府保育士・保育所支援センター事業における	
保育士体験事業への登録申請手続きについて	2
STEP②〈受付〉保育士体験の受付について	2
STEP③〈届出〉保育士体験の受入届出について	3
STEP④〈受入〉保育士体験の受入について	3
STEP⑤〈報告〉保育士体験受入報告書の提出について	3
STEP⑥〈測定〉事業効果の測定について	3
本事業における傷害保険・賠償責任保険について	4
保育士体験メニュー例	5
4. 大阪府保育士・保育所支援センターにおける保育士体験事業 Q&A	6
大阪府保育士・保育所支援センター事業における	
保育士体験事業 実施要領	7～8
◆保育士体験事業登録申請書【様式第1号】	9
◆保育士体験事業受入届出書【様式第2号】	10
◆保育士体験受入報告書【様式第3号】	11
「福祉のお仕事」の求人登録（無料）のご案内	12

1. 保育士体験事業とは？

大阪府保育士・保育所支援センター事業は、「新子育て安心プラン」を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画で見込まれた教育・保育の量を確保するため、現在勤務していない、いわゆる潜在保育士に対し、就職あっせん・求人情報の提供や、職場体験、保育施設見学、セミナーの実施等によって就業を支援するものです。

「保育士体験事業」は、潜在保育士等を対象に、職場体験を通じて実際の保育現場の雰囲気や保育士の業務内容を直接知ること、求人側・求職側のギャップを埋め、円滑な人材確保の促進と定着率のアップを図り、保育士の就業を促進することを目的とします。

なお、巻末に、大阪府保育士・保育所支援センター事業における保育士体験事業の実施要領を掲載しています。必ずご一読いただきますようお願いいたします。

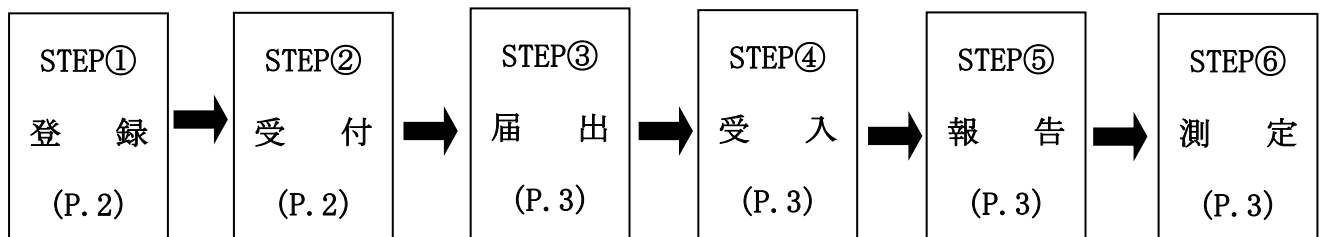
2. 事業の概要

保育士体験の受入れにあたっては、下記の項目にご留意ください。

- ◆体験者1人につき、1施設最大3日、同一施設での体験は原則1回限りです。（※1年間）
※1年間とは、4月1日～翌年3月末までです。
- ◆保育士体験の1日当たりの受入時間は、4時間以上8時間以内（休憩時間を含む）で、体験者は、受入施設の実施するプログラムを体験します。
- ◆体験ですので、体験者に対し、賃金（または賃金に準ずるもの）や交通費及び食費を支給しないでください（昼食については、「給食を提供（有料）する」または「お弁当等を持参してもらう」など、各施設でご判断いただいて結構です）。

3. 保育士体験の流れ

＜保育士体験事業の全体像＞



STEP① 登録 | 登録申請手続きについて

◆本事業をご利用いただくためには、登録申請手続きが必要です。

初めてご登録いただく施設のみ、「保育士体験事業登録申請書【様式第1号】」（以下「申請書」という）を、大阪府保育士・保育所支援センターへ郵送・FAX・メールのいずれかの方法にてご提出ください。

※いただいた情報をもとに、大阪府保育士・保育所支援センターのホームページ上に掲載させていただきます。

◆申請内容に変更があった場合は、大阪府保育士・保育所支援センターまでご連絡ください。
変更内容によっては、「申請書」を再度提出いただく場合がございます。

STEP② 受付 | 保育士体験の受付について

◆保育士体験希望者は、保育士資格はお持ちですが、経験のある方から「施設に来るのが初めて」という方までさまざまです。体験希望者から、直接電話にて、受入施設に申し込みがありますので、次の点をご確認いただきながら、受付してください。

※大阪府保育士・保育所支援センターに登録されているか、『体験実習帳』を持っておられるかを必ずご確認ください。もし体験希望者が大阪府保育士・保育所支援センターへの登録をしていない場合や、『体験実習帳』をお持ちでない場合は、事前に、大阪府保育士・保育所支援センターへ登録などを行うよう、大阪府保育士・保育所支援センターの電話番号（06-6762-9006）をご案内ください。

②受付時の確認・伝達事項（一例）

1	氏名	5	体験先までの交通手段 およびその所要時間
2	登録番号	6	体験希望日・希望時間・希望日数
3	住所	7	保育職の経験の有無 有の場合はその期間
4	連絡先	8	体験時に必要な持ち物・服装など

（体験実習帳）

◆保育士体験の受け入れが決定した場合、上記の8に加え、『体験実習帳』を必ず持参するよう、体験希望者にお伝えください。

STEP③ 届出 | 保育士体験の受入届出について

- ◆受付を終えましたら、「保育士体験事業受入届出書【様式第2号】」（以下【届出書】という）に必要事項をご記入のうえ、大阪府保育士・保育所支援センターへ郵送・FAX・メールのいずれかの方法にて提出してください。「届出書」は、原本を提出いただく必要はありません。
- ◆体験時間は、休憩時間を含む4時間以上8時間以内です。
- ◆「届出書」は必ず日程が決まった段階で、体験日の前日までにご提出ください。大阪府保育士・保育所支援センターにて「届出書」を確認後、受付印を押したうえで受領確認のFAXをお送りします。

※「届出書」は、5頁のとおり、保険手続きのためにも必要です。「届出書」が体験日前日までに提出されていない場合は保険は適用されません。

STEP④ 受入 | 保育士体験の受入について

- ◆「届出書」に記載いただいた内容に沿って、保育士体験の受入を実施してください。その際、「体験実習帳」を持参されていることを必ずご確認ください。
- ◆キャンセルや日程の変更（体験日数の短縮、体験者の欠席、遅刻など）があった場合は、大阪府保育士・保育所支援センターの受付印を押印して返送した届出書の余白に、キャンセル（例：本人都合によりキャンセル）又は、日程変更の旨（変更後の日程等）を記入していただき、郵送・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡ください。再度、大阪府保育士・保育所支援センターにて「届出書」を確認し、受付印を押印した後、返送いたします。

STEP⑤ 報告 | 保育士体験受入報告書の提出について

- ◆体験後、2週間以内に「保育士体験受入報告書【様式第3号】」を郵送・FAX・メールのいずれかの方法にて提出してください。

STEP⑥ 測定 | 事業効果の測定について

- ◆大阪府保育士・保育所支援センターでは、本事業の効果測定として、体験者の就労動向等を調査し、大阪府に報告する必要があるため、就労動向調査を必要に応じて行う予定です。その際には、体験者数及び内定を含む採用の有無等をお聞かせいただくことになりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本事業における傷害保険・賠償責任保険について

本事業の実施要領のうち、保険の取扱いに関する事項は次の通りです。

《保育士体験事業 実施要領》

(事故等への対応)

第13条 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入施設が対応するものとする。

2 本センターは、体験者の保育士体験中の事故等による負傷、または受入施設に損害を与える事態に対応するため、第7条第2項により受入施設からあらかじめ提出された保育士体験事業受入届出書【様式第2号】に基づき、体験者を被保険者として必要な保険に加入するものとする。

(損害賠償)

第15条 受入施設は、その責めに帰する理由により本事業の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

体験者には大阪府社会福祉協議会にて傷害保険を付保します。万が一の事故がございましたら、大阪府保育士・保育所支援センター（06-6762-9006）にお電話ください（補償されるもの、補償されないものがありますので詳細をお伺いします）。

※体験者への付保は体験ごとに行うため、体験日前日までに「保育士体験事業受入届出書【様式第2号】」が提出された体験のみ有効となります。

< 傷害保険 >

◆ 補償内容の例

対象となるもの	・ 保育士体験中のケガ ・ 自宅と体験先への往復途上のケガ
対象外のもの	・ 体験中や往復途上のケガ以外 ・ 食中毒 （例：体験先の給食で、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒にかかった） ・ 熱中症 ・ 携行品の破損 など

※ケースによっては、保険が適用出来ない場合がございますので、ご相談ください。

< 賠償責任保険 >

保育士体験中に体験者が、施設利用者、第三者にケガを負わせた・第三者のモノを破損してしまった場合は、受入施設でご加入の賠償責任保険にてご対応いただくことになります（現在、ご加入になられている保険で問題ございません）。ご不明な点がございましたら、大阪府社会福祉協議会 総務企画部保険事業グループ（TEL：06-6766-7377）までご連絡ください。

※大阪府社会福祉協議会の責めに帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、大阪府社会福祉協議会にて加入の賠償責任保険にて対応いたします。

【保育士体験メニュー例】

複数日体験日数があれば、乳児クラスと幼児クラスの体験を組んでいただくと、体験者の施設の理解が深まります。(体験時間：4時間以上8時間以内 休憩含む)
当日朝、オリエンテーションをしてください。以下の内容をお伝えください。

【オリエンテーション 一例】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の方針・特徴 ・クラスの構成・人数 ・体験時間 ・一日の流れ（登園～降園まで） | <ul style="list-style-type: none"> ・体験中の行事 ・どの程度、子どもとかかわってよいのか ・今の施設の子どもたちの様子 ・その他、配慮すること |
|---|---|

【保育士体験メニュー 例1】乳児クラス1歳

時 刻	プログラム	具体的な体験内容
8:30	登園・朝の受け入れ	一人一人の子どもに笑顔で挨拶する。
9:15	朝のおやつ	観察、コミュニケーションを図る。
9:30	園庭にて自由遊び	子どもと一緒に遊び、かかわる。
11:00	給食	観察、コミュニケーションを図り、食事の準備、援助をする。
11:30	着替え	着替えの援助をする。
12:00	午睡	そばに付き添う。
15:30	おやつ	コミュニケーションを図りながら、おやつの準備と援助を行う。
16:00	室内にて自由遊び	子どもとかかわり、個々の様子、発達段階、興味関心を知る。
16:15	振り返り	一日の感想を担当職員に伝える。

【保育士体験メニュー 例2】幼児クラス4歳

時 刻	プログラム	具体的な体験内容
8:30	登園・朝の受け入れ・室内にて自由遊び	一人一人の子どもに笑顔で挨拶し、コミュニケーションを図り、一緒に遊ぶ。
9:30	朝の集会	今日の活動内容を知る。子ども達の名前をおぼえ、自己紹介をする。
9:45	製作～ 終わった子から自由遊び	来月行おう買い物ごっこに使う食材を作る。準備の手伝いや、一人でできない子どものそばに行き、一緒に作る。子どもと遊びながら、個々の様子、発達段階、興味を知る。
11:45	給食	食事の準備、コミュニケーションを図る。
12:30	午睡	そばに付き添う。
15:30	おやつ	おやつの準備、コミュニケーションを図る。
16:00	園庭にて自由遊び	子どもと遊びながら、個々の様子、発達段階、関心、友達との関わりを知る。
16:15	振り返り	一日の感想を担当職員に伝える。

4. 大阪府保育士・保育所支援センターにおける保育士体験事業Q & A

Q. 1 体験者に対し、給料や手当では必要ですか？

A. 1 いいえ、不要です。保育士体験はあくまでも「体験」であり、体験者とは雇用関係はありません。交通費や食事代等も、体験者の負担となります。

Q. 2 保育士体験の内容は、施設で決めてもよいのでしょうか？

A. 2 保育士体験の内容は、体験希望者の経験やニーズを考慮していただくことがベストですが受け入れに際して、一定の体験内容を事前に組んでいただくことは差し支えありません。

Q. 3 保育士体験の受入れはお断りしてもよいのでしょうか？

A. 3 特段の理由がなく、お断りになるのは望ましくありません。ただし、「受け入れる準備が整わない」「他の実習生との関係で難しい」など、やむを得ない場合も想定されます。しかし、そういった場合であっても、別の日程を調整したり、体験内容を見直したりするなど、できる範囲内でご協力をお願いします。

Q. 4 体験者に万が一の事故があった場合の対応は？

A. 4 体験者には大阪府社会福祉協議会にて傷害保険を付保します。万が一の事故がありましたら、まずは大阪府保育士・保育所支援センターにお電話ください。
ただし、体験者への保険付保は、事前に「保育士体験事業受入届出書【様式第2号】」が提出された体験にのみ有効となります。

Q. 5 保育士体験を受けた方に対して、そのまま採用選考を受けてもらってもよろしいでしょうか？

A. 5 はい。人材を得るチャンスとして、ぜひ、ご活用ください。ただし、ご本人の希望に基づきご対応ください。

Q. 6 体験者が当日になっても来ない！どうしたらよいのでしょうか？

A. 6 直接、体験者の方にお問い合わせください。連絡が取れない場合は、大阪府保育士・保育所支援センターまでご連絡ください。

Q. 7 「保育士体験事業受入届出書【様式第2号】」を提出し忘れていました。

A. 7 まずは大阪府保育士・保育所支援センターまでご連絡ください。「届出書」の事前提出がないと、体験者への保険付保ができません。

Q. 8 登録内容に変更がありますが、どのように手続きをすればよろしいのでしょうか？

A. 8 まずは、大阪府保育士・保育所支援センターにお問い合わせください。変更事項によっては登録申請書を再提出していただく必要があります。

Q. 9 体験終了後、再度同じ施設での体験を希望している場合、受入れは可能ですか。

A. 9 いいえ、できません。「大阪府保育士・保育所支援センター事業」における保育士体験事業としての体験受入れは、1年間のうち1施設最大3日とし、同一施設での体験は、原則1回限りです。 ※1年間とは、4月1日～翌年3月31日までです。

大阪府保育士・保育所支援センター事業における 保育士体験事業 実施要領

大阪府より受託している「大阪府保育士・保育所支援センター事業」のうち、「保育士体験事業」を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(目的)

第1条 本事業は、潜在保育士等を対象に、保育士体験を通じて実際の保育職場の雰囲気や保育士の業務内容を直接知ること、求人側・求職側のギャップを埋め、円滑な人材確保の促進と定着率のアップを図り、保育士の就業を促進することを目的とする。

(体験者の登録等)

第2条 保育士体験を希望する者(以下「体験者」という。)は、大阪府社会福祉協議会・大阪福祉人材支援センター(以下「本センター」という。)が定める登録票を本センターに提出するものとする。

- 2 本センターは、前項の登録票を受理したときは、登録番号を附した体験実習帳を申請者に交付するものとする。

(保育士体験受入施設)

第3条 体験者を受け入れる施設(以下「受入施設」)については、大阪府内における認可保育所等の施設型給付・委託費・地域型給付を受ける施設及び企業主導型保育施設等のうち、本センターが認める施設とする。

(法令遵守)

第4条 受入施設は、本実施要領及び事業者が実施する事業に関する法令を遵守しなければならない。

(保育士体験の期間及び時間)

第5条 体験期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内で、原則として体験者1人あたり1施設3日以内とし、同一施設での体験は原則1人1回限りとする。また、体験時間は、1日あたり4時間以上8時間以内とする。

(受入施設の登録等)

第6条 受入施設は、本センターに保育士体験事業登録申請書【様式第1号】を提出するものとする。

- 2 受入施設は、登録に変更が生じたときは速やかに本センターに届け出るものとする。

(保育士体験の手続き等)

第7条 体験者は、保育士体験事業受入施設一覧に掲載されている受入施設に直接、保育士体験を申し出るものとする。

- 2 受入施設は、体験者を受け入れようとするときは、あらかじめ本センターに保育士体験事業受入届出書【様式第2号】を提出するものとし、本センターは受領印を押印して受入施設に交付するものとする。

(保育士体験の報告)

第8条 体験者は、保育士体験報告書を本センターに提出するものとする。

(体験受入報告書の提出)

第9条 受入施設は、体験者を受け入れた場合、保育士体験受入報告書【様式第3号】を本センターに提出することとする。

(登録の取消し)

第10条 受入施設が偽り、その他の不正行為等が発覚した場合、本センターは、受入施設の登録を取消すものとする。

(守秘義務)

第11条 受入施設及び体験者は、本事業により知り得た個人情報等の秘密については、保育士体験期間はもとより、保育士体験終了後も漏洩してはならないこととする。

(体験者の身分等)

第12条 保育士体験の実施期間中において、受入施設と体験者との間には、雇用関係等身分上の関係は一切、生じないものとする。

(事故等への対応)

第13条 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入施設が対応するものとする。

- 2 本センターは、体験者の保育士体験中の事故等による負傷、または受入施設に損害を与える事態に対応するため、第7条第2項により受入施設からあらかじめ提出された保育士体験事業受入届出書【様式第2号】に基づき、体験者を被保険者として必要な保険に加入するものとする。

(調査指導等)

第14条 大阪府は、本事業の適正な実施を確保するため、必要があると認めるときは、受入施設に対し、保育士体験の実施状況等必要な報告を求め、または本センターに随時、必要な調査及び指導を行わせるものとする。

- 2 大阪府は、前項の調査の結果、受入施設に虚偽の書類報告等の不適切な事項が判明した場合には、第10条の規定に基づき、本センターに受入施設登録の取消しを行うよう指示するものとする。

(損害賠償)

第15条 受入施設は、その責めに帰する理由により本事業の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和3年4月26日から適用する。
- 3 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

保育士体験事業登録申請書

提出日 令和 年 月 日

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 宛

法人名			
施設名			
施設類型	(例: 保育所、幼保連携型認定こども園 等)		
施設長名		定員数 (認可定員)	
所在地	〒		
Mail アドレス			
交通アクセス			
電話番号		FAX 番号	
担当者名		役職	
受入可能時期	☐ 随時 ☐ 指定あり 具体的に :		
体験者への メッセージ (200文字以内)			

※郵送・FAX・メールのいずれかの方法にてご提出ください。

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター3F
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター内
大阪府保育士・保育所支援センター

FAX: 06-6761-5413

メール: oskhoiku@gmail.com

保育士体験事業受入届出書

提出日 令和 年 月 日

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 宛

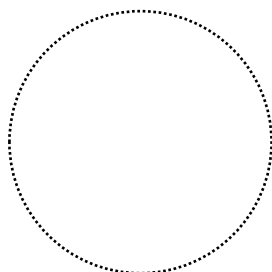
法人名 _____

下記のとおり保育士体験の受入を届け出ます。

受入施設名	
体験者氏名	
体験日数	体験日() 合計日数(日間)
主な体験内容	
求人募集状況	☐ 募集あり ☐ 検討中 ☐ 募集なし ※体験者から希望がありましたら相談させていただくことがあります。
連絡先	担当者名() 連絡先電話番号 ()-()-() 連絡先FAX番号 ()-()-()

※必ず、受入日の前日までに郵送・FAX・メールのいずれかの方法にてご提出ください。

受領しました



〒542-0065

大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター3F
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター内
大阪府保育士・保育所支援センター

FAX: 06-6761-5413

メール: oskhoiku@gmail.com

保育士体験受入報告書

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 宛

提出日 令和 年 月 日

施設名		担当者名	
連絡先			
登録番号 体験者氏名	登録番号() 氏名()		
体験日数	体験日() 合計日数(日間)		
体験時間	体験1日目(時 分 ~ 時 分) 体験2日目(時 分 ~ 時 分) 体験3日目(時 分 ~ 時 分)		
記入欄	※下記の項目で該当するものに☑でお答えください。 ①体験者の採用についていかがでしょうか？ ☐ 体験者の希望があればすぐにでも採用したい。 (雇用形態⇒ a.正職員 b.常勤(正職員以外) c.非常勤・パート) ☐ 体験者の採用までは考えていない。 (その理由:) ☐ その他() (その理由:) ②保育士体験受入におけるご意見・ご感想をお聞かせください。		

※保育士体験終了後、2週間以内に郵送・FAX・メールのいずれかの方法にてご提出ください。

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター3F
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター内
大阪府保育士・保育所支援センター

FAX: 06-6761-5413

メール: oskhoiku@gmail.com

「福祉のお仕事」の求人登録（無料）のご案内

「福祉のお仕事」に求人情報の掲載をご希望の方は、

福祉人材センター・福祉人材バンク(厚生労働省認可無料職業紹介機関)へ!!!

① 「福祉のお仕事」を検索する。

福祉のお仕事

検索

福祉のお仕事

初めてご利用の方へ | 仕事を探す | 届出をする | 求人を出す | 福祉の仕事について知る | 福祉人材センター・バンクとは | 統計・調査・関連情報

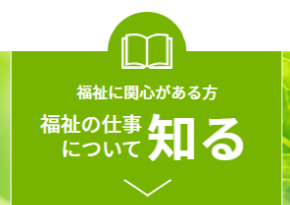


一人ひとりに丁寧に寄り添い、サポートします。

都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクは
社会福祉協議会が運営しています。



② 「求人事業所の方」をクリックする。



③ こちらから「求人登録」を申込む。

「求人事業所の方ご利用案内」のページからログインまたは新規登録ボタンをクリックする。

求人 を出す

- マイページをお持ちの方 (ログイン)
- ご利用方法・登録までの流れ (新規登録)

大阪府保育士・保育所支援センターの登録者で、これから保育士資格を活かして就業を希望されているすべての方に、保育士の求人を郵送などでご紹介しています。保育士体験や求人を通して就業する方の支援を行いますので、ぜひ、求人登録をお願いいたします。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター

開所時間：9：00～17：00（月～金） 休館日：土・日・祝

TEL:06-6762-9020

FAX:06-6764-1574

URL:<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター内

大阪府保育士・保育所支援センター

〒542-0065

大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
開所時間 月～金曜日（※土・日・祝日及び年末年始は休館）

TEL：06-6762-9006

FAX：06-6761-5413（24 時間受付）

MAIL：oskhoiku@gmail.com

大阪府保育士・保育所支援センター



地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅

下車④号出口から南西へ400m

Osaka Metro 谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅

下車②号出口から北西へ600m